

令和5年9月1日発行

役場からの行政・地域情報 (回覧板)

高原町

※自治会への加入のお願い※

高原町には、自治会組織として「区・班」があります。自治会は、町民の交流・親睦を促進するさまざまな活動を行うとともに、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

高原町では、町民の皆さん同士が協力しながら、安心して地域生活を送ることができるよう、自治会への加入をお願いしております。

※自治会に加入するには※

自治会に加入するには、「班加入連絡表」に必要事項を記入し、あなたが居住する自治会の「班長」に提出ください。

あなたが居住する地区の区長・班長がわからないとき、または自治会に関して御不明な点等がある場合は、総務課行政係までお問い合わせください。

お問合せ先

高原町 総務課 行政係

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地

電話 0984-42-2112

FAX 0984-42-4623

Eメール soumu@town.takaharu.lg.jp

役場からのお知らせ No.128

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

令和5年度友遊第2号記載内容の訂正について

標記について下記のとおり開催時間の訂正をします。

狭野校区健康スポーツ教室（ミニバレーボール）

場所 狭野小学校体育館

日時 9月9日（土） 「午前7時30分～」が正しくは
「午後7時30分～午後10時」です。

9月10日（日） 「午前8時～」が正しくは
「午後8時～午後10時」です。

ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問 | 教育総務課 担当：留山 貴裕（とめやま たかひろ） ☎0984-42-1484

9月祝日のごみ収集について

●収集日・収集地区

収集日	種類	収集地区
9月18日（月） 敬老の日	燃やせるごみ	並木区、花堂区、西広原区、上広原区、下広原区、常盤台区、蒲牟田区、南狭野区、北狭野区、小塚区、中平区、湯之元区、祓川区

●その他

収集日当日は、午前8時30分までにごみ集積所へ排出してください。
適切にごみ分別のご協力をお願いいたします。

問 | 町民課 担当：黒木 克英（くろき かつひで） ☎0984-42-1067

マイナンバーカード(個人番号カード)申請・交付 延長窓口・休日窓口開設のお知らせ

仕事や学業などで、平日の開庁時間内に窓口へ来られない方のために、下記の日程で窓口時間の延長と休日の窓口開設を実施いたします。

まだ申請をされていない方は、この機会に申請しましょう！

【9月の延長窓口】

日 時：令和5年9月14日（木）
午後5時15分～午後7時まで
場 所：庁舎1階 町民課住民係

【9月の休日開庁】※事前予約が必要

日 時：令和5年9月24日（日）

午前8時30分～午後4時30分まで（正午～午後1時を除く。）

場 所：庁舎1階 町民課住民係

予約締切日：令和5年9月20日（水）午後5時まで

※定員になり次第、予約を締め切らせていただきます。

平日は、随時受け付けておりますので、
お気軽にお声かけください！



【注意事項】

- **休日開庁については予約制ですので、必ず事前にご連絡ください。**事前予約が0件の場合、開庁いたしません。
- **窓口ではマイナンバーカードに関する手続きのみ受付けます。**紛失等によるマイナンバーカードの再交付（有料）は、平日のみの受付けとなります。各種証明書の発行や住民異動届は受付けできません。
- 正面玄関は施錠されているため、役場西側（守衛室側）からお入りください。
- 15歳未満の方の手続きは、法定代理人の付き添いが必要です。本町のシステムにて同一世帯の続柄が確認できない場合は、法定代理人と本人の関係を確認できる戸籍謄本が必要となります。

問 | 町民課 担当：竹田 善彦（たけだ よしひこ） ☎0984-42-1067

マイナポイント取得手続きについて

マイナポイント取得の最終申込期限は、**令和5年9月30日**までとなっております。

マイナポイントは、特定の条件を満たす方に**最大 20,000 円分**のポイントが付与されます。

ポイント取得対象者の方は、早めにお手続きされるようお願いいたします。

高原町町民課でもポイント取得に係る支援をしておりますので、対象者の方で手続きが不明な場合は、下記連絡先までご一報ください。

●ポイント取得対象者

令和5年2月末までにカード発行申請をされた方で、過去一度もマイナポイントを取得されていない方。（平成28年1月1日から令和5年2月28日までにカード発行申請された方）

●ポイント内訳

- ・マイナンバーカード新規取得に係るポイント 5,000 ポイント
 - ・健康保険証としての利用申し込みに係るポイント 7,500 ポイント
 - ・公金受取口座登録に係るポイント 7,500 ポイント
- 合計 20,000 ポイント

●ポイント取得に係るキャッシュレス決済のご準備

PayPay、nanaco カード、トライアルカード等のキャッシュレス決済

●ポイント取得方法（スマートフォンアプリから申請可能）

マイナポータルアプリから健康保険証としての利用申し込み及び公金受取口座登録を行います。

マイナポイントアプリより、ポイント取得に係る手続きを行います。

※役場でお手続きされる方は、マイナンバーカード、暗証番号（4桁の数字）、公金受取口座登録用の通帳、キャッシュレス決済のご準備をお願いいたします。

●その他

令和5年2月末までにカード発行申請をされた方で、カードの受け取りに来られていない方は、役場に保管してありますので、本人確認書類をご準備のうえ、受け取りの手続きをお願いいたします。

問 | 町民課 担当：竹田 善彦（たけだ よしひこ） ☎0984-42-1067

九州シカ広域一斉捕獲の実施について

宮崎県をはじめ福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県の山間部では、シカ（ニホンジカ）による農林業被害が発生しており、森林や農作物に深刻な影響を及ぼしています。

そこで、農林業被害の軽減を図りながらシカの健全な個体群の安定維持を図ることを目的に、シカの広域一斉捕獲を5県の関係市町村において、下記の日程で実施します。

●令和5年度秋期

捕獲強化期間 令和5年9月10日（日）～9月24日（日）

●うち一斉捕獲日 令和5年9月17日（日）、9月24日（日）

注意事項

シカ一斉捕獲の実施に当たり、安全管理には万全を尽くしておりますが、捕獲強化期間に県境付近へ入山する際には、不慮の事故を防止するため、捕獲者からみて分かりやすい服装で入山いただくなど、十分ご注意ください。（捕獲者（猟友会員）はオレンジ色の帽子とベストを着用しております。）

特に、9月17日（日）、9月24日（日）の一斉捕獲日には、次の2点にご留意ください。

①一斉捕獲日には、県境付近の林野への入山はご遠慮ください。

②一斉捕獲の実施は、有害鳥獣捕獲の看板や旗などでもお知らせします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。


問 | 農政林務課 担当：吉元 翔平（よしもと しょうへい） ☎0984-42-5134

令和5年度日本発祥地まつりの作品募集について

●募集内容 絵画、書幅、生け花、工芸品など

※生涯学習講座などの団体に属していない個人で作成された作品についても受け付けています。

● 申込期限	令和5年9月29日（金） ※事前申込のない展示作品の持ち込みは対応できません。
● 申込先	高原町中央公民館（高原小学校前） ※申込用紙は、中央公民館にあります。
● 展示期間	令和5年10月21日（土）、22日（日） ※詳細については、後日、お知らせします。
● 展示会場	町民体育館 ※昨年と会場が変更となっておりますのでご注意ください。
● その他	作品搬入 令和5年10月20日（金）午後を予定しています。 ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。
問	教育総務課 担当：原田 朋子（はらだ ともこ） ☎0984-42-1484

犬の放し飼いは大変危険です	
<p>● 犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。 また、放し飼いが原因となって他人にけがを負わせた場合は、治療費等の損害賠償責任を負ったり、刑法の重過失傷害罪等として処罰されたりする恐れもあります。</p> <p>● 犬を飼う場合は、常に逃走の恐れのないように配慮するとともに、散歩の際は必ずリード、ハーネス等の使用をお願いします。</p>	
問	町民課 担当：黒木 克英（くろき かつひで） ☎0984-42-1067

新型コロナウイルスワクチン接種(令和5年秋開始接種)について	
令和5年9月20日以降、初回接種が完了した5歳以上の希望するすべての方を対象に新型コロナウイルスワクチンの追加接種が始まります。	
1 接種対象者	初回接種を終えている5歳以上の方
2 接種期間	令和5年9月20日～令和6年3月31日
3 医療機関	国民健康保険高原病院、川井田医院 ふきやま霧島東麓クリニック（乳児、小児のみ） ※町内の医療機関については、9月中旬～10月以降に接種体制が整い次第始まりますので、接種券到着後すぐに接種できるとは限りません。
4 接種費用	無料
5 接種回数	1回
6 接種券	本町から対象者へ順次、郵送します。5歳未満の方で希望される方は、下記の担当までご連絡ください。
接種券については、年齢や最終接種日歴などを確認してから順番にお送りいたします。	
町外の医療機関を希望する場合は、かかりつけ医療機関や医療機関の所在する市町村窓口にお問い合わせください。	
ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。	
問	健康課 担当：長友 将伍（ながとも しょうご） ☎0984-42-4820

PayPay 入金(チャージ)手数料について

標記の件につきまして、町民の方よりお問い合わせがありましたので、情報提供をさせていただきます。令和5年9月1日より、「ソフトバンクまとめて支払い」及び「ワイモバイルまとめて支払い」をお使いの方が PayPay チャージをされる場合、毎月2回目以降に2.5%の手数料がチャージ金額と併せてソフトバンク及びワイモバイルの通信料お支払い時に請求されますので、お知らせします。

なお、PayPay への入金(チャージ)を**コンビニ ATM、銀行口座及びクレジットカードで行われている方は従来通り手数料無料**ですので、ご安心ください。

チャージ方法別手数料一覧				
チャージ方法	ソフトバンク／ワイモバイルまとめて支払い	セブン銀行 ATM／ローソン銀行 ATM	クレジット	銀行口座
1回目	無料	無料	無料	無料
毎月2回目以降	<u>2.5%</u>			

*PayPay 他、キャッシュレス決済の使い過ぎにご注意ください。

*キャッシュレス決済を悪用した詐欺にご注意ください。

*PayPay について御不明な点がございましたら、**PayPay カスタマーサポート**をご利用ください。0120-990-634 (365日24時間)

*その他、ご不明な点がございましたら、産業創生課商工観光係までお気軽にお問い合わせください。



問 | 産業創生課 担当：山村 凱斗 (やまむら かいと) ☎0984-42-2128

高原町 LINE(ライン)公式アカウントの登録の御案内

高原町では、公式 LINE (ライン) アカウントを運用して、災害に係る情報やイベント情報など、さまざまな情報を発信していますので、ぜひ御活用ください。

(友達登録方法)

(QR コード)

スマートフォン等で、LINE (ライン) アプリを起動し、友だち追加画面から QR コードを読み込んでください。

または、LINE (ライン) のホーム画面から「高原町」と検索して追加することもできます。



【LINE に関するお問い合わせ】

高原町総合政策課 デジタル推進・広報係 ☎0984-42-2115

令和5年

回覧

秋の全国交通安全運動

期間：9月21日(木)～30日(土) 10日間

令和4年度宮崎県交通安全ポスターコンクール入賞作品



小学生下学年の部
金賞 蔵満 一花さんの作品



小学生上学年の部
金賞 田中 美結さんの作品

運動の重点

- 1 脇見・ぼんやり運転等を追放し、安全運転に努めましょう。
- 2 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保に努めましょう。
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と、
飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶に努めましょう。
- 4 自転車等のヘルメット着用と交通ルールの遵守に努めましょう。

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

宮崎県交通安全対策推進本部



脇見・ぼんやり運転等の追放

- 運転中は緊張感を持って、危険を予測する「かもしれない運転」をしよう。
- 運転中のスマートフォン等の操作は危険です。絶対にやめよう。



子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【歩行者の交通ルール遵守の徹底】

- 道路を横断するときは、手をあげるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認しながら横断しよう。
- 子どもは、道路に飛び出したり、道路で遊んだりしないようにしよう。

【歩行者の安全の確保】

- 子どもや高齢者、障がい者等に対して思いやりのある運転をしよう。
- 通学路の安全点検や交通安全指導を実施するなど、地域ぐるみで子どもの交通事故防止に取り組もう。

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底】

- ★ 大人も子どももヘルメットを着用しよう。

※改正道路交通法に基づき、ヘルメット着用が「努力義務」となりました！

- 傘差し、スマートフォン等の使用はやめよう。イヤホン等の使用も危険です。
- 自転車は車の仲間。原則車道の左側を通行しよう。
- 歩道を通行する際は、歩行者優先で車道寄りを徐行しよう。

【自転車利用者の安全確保】

- 夜間のライト点灯を徹底しよう。
- 定期的に自転車の点検整備をしよう。



【自転車保険加入促進】

- ★ 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しよう。

【電動キックボードのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底】

- 電動キックボードはヘルメットを着用し、安全に利用しよう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止・飲酒運転等の根絶

【夕暮れ時と夜間の交通事故防止】

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させよう。
- 車のライトは、歩行者等を早く発見できるよう、原則上向き。対向車や先行車がいる場合は下向きにしよう。

【運転者の歩行者等への保護意識の向上】

- 歩行者がいる場合は、横断歩道手前で必ず一時停止しよう。横断歩道等予告マーク（◇ダイヤモンドマーク）が見えたら減速し歩行者に注意しよう。

【飲酒運転の根絶】

- 飲酒運転は重大な犯罪です。「絶対にしない・させない・許さない」
- 二日酔い運転に注意。飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

※令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！



【妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止】

- あおり運転は犯罪です。絶対にやめよう。

【二輪車運転者等に対する広報啓発】

- ヘルメットやプロテクターを正しく着用しよう。

【全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底】

- 後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用が運転者の義務であることを周知徹底しよう。

【高齢運転者の交通事故防止】

- 自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しよう。
- アクセルとブレーキの踏み間違いに気をつけて、70歳以上の方は積極的に高齢者マークを付けよう。

宮崎県交通安全スローガン

- ◆脇見・ぼんやり運転等追放を呼びかけるもの「一瞬の わき見ぼんやり 事故一生」
- ◆飲酒運転の根絶を呼びかけるもの「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」

お問合せ先

宮崎県交通安全対策推進本部事務局
(宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)
TEL : 0985-26-7054 / FAX : 0985-20-2221
E-mail : seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

令和5年9月1日

高原町蒲牟田：太陽光発電所建設工事のお知らせ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

下記のとおり、高原町蒲牟田におきまして、太陽光発電事業に伴う工事に着手しますので、お知らせいたします。工事期間中はご迷惑をおかけすることがあるかと存じますが、安全に十分留意し工事を実施致しますので、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 事業概要

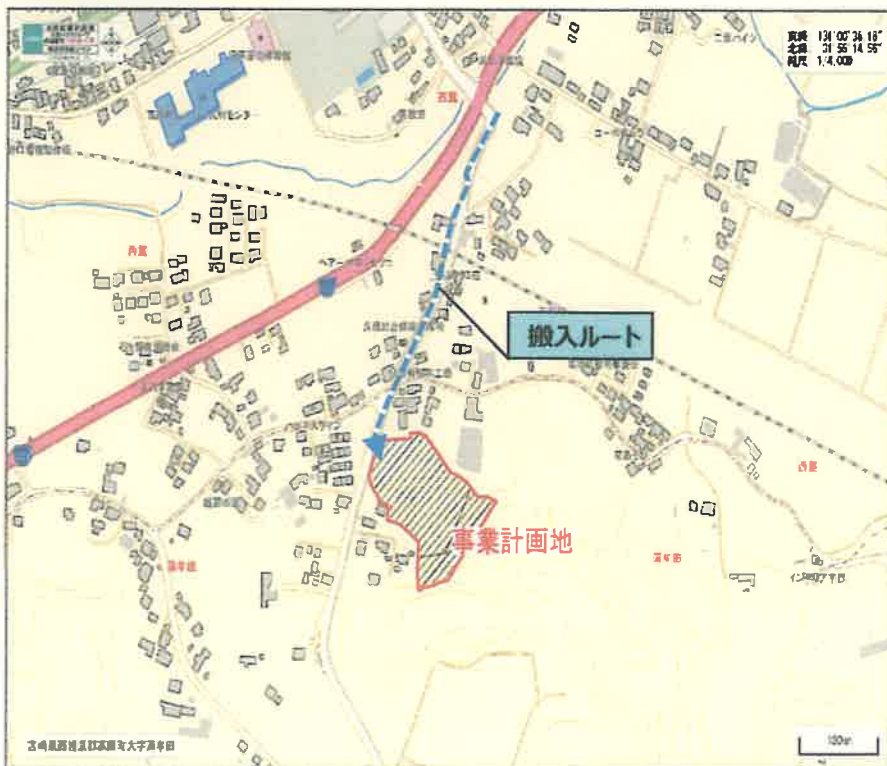
計画地	高原町大字蒲牟田字上ノ迫1638-1、1638-8
事業面積	13,273m ²
計画容量	発電出力 1,000kW / 太陽電池容量 1,122kW (1,700枚)
事業主	大和エネルギー株式会社
施工業者	大和ハウス工業株式会社 環境エネルギー事業部 本店
問い合わせ先	大和ハウス工業株式会社 工事担当：山口 悦宏 連絡先：080-3135-2352 ※工事について、お気付きの点などございましたら上記までご連絡願います。

2. 工事日程

工事期間	令和5年9月1日～令和6年3月31日（予定）
作業時間	8時 ～ 17時（※作業内容によっては、延長する場合がございます。）
休日	日曜、祝日（基本休工日と致しますが、工事の進捗状況により作業する事がございます）

※近隣の皆様の安全を十分に配慮し、工事を実施致します。

3. 事業計画地および搬入ルート



※搬入時間は通学時間に配慮して計画致します。

事業主（広告主）の皆様へ

屋外広告物のルールを守り



安全で美しい宮崎を！

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける役割を担います。

しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、落下等の事故により人々に危害を及ぼす恐れもあります。

そこで、宮崎県では良好な広告景観の形成を進めるため、宮崎県屋外広告物条例により必要な規制を行っています。（宮崎市の区域では、宮崎市屋外広告物条例が適用されます。）

屋外広告物とは？

継続的に（常時又は一定の期間継続して）

屋外で

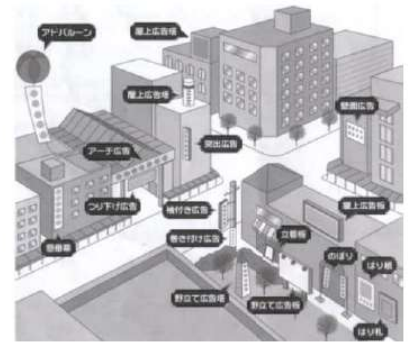
多くの人たちに対して（公衆に表示される）

看板や工作物等を使って表示するもの

（看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示されるもの）

※営利目的の商業広告だけでなく、自分の敷地内に掲出するものや、文字を使わない絵画や写真も対象となります。

※屋外広告物の設置工事の依頼先は、登録業者でなければなりません。



どんな手続きや基準があるの？

屋外広告物を掲出するためには、原則として許可が必要です。

必ず許可を受けてから掲出するようにしてください。ただし、一定の基準内の広告物については、規制の適用が除外され、許可不要で掲出できます。

地域や広告物の種類ごとに、面積や高さ等の基準があります。

地域は禁止地域（原則として掲出できない）と規制地域（許可を受ければ掲出できる）に大別され、さらに、土地の利用状況に応じて6段階に区別されます。また、広告物の種類ごとに設定された面積や高さ、幅、個数などの基準を満たす必要があります。

掲出する前にあらかじめご相談ください！

事前の相談や許可手続きを行わずに掲出したことで、基準違反の広告物として指導対象になるものが多発しています。屋外広告物を掲出する前に、下記お問い合わせ先へご相談ください。

お問い合わせ先

宮崎市外の区域

（屋外広告物の許可について）

最寄りの土木事務所 管理担当 又は 西臼杵支庁土木課 管理担当

（屋外広告物の登録について）

宮崎県都市計画課美しい宮崎づくり推進室 ☎ 0985-24-0041

宮崎市の区域

宮崎市景観課
屋外広告物指導係
☎ 0985-21-1817

みんなで美しい宮崎づくりを進めましょう！



事業主（広告主）の皆様へ

広告物の落下事故は あなたの会社やお店の 信用も落とします



平成27年2月、北海道札幌市内で屋外広告物の一部が落下し、通行人を直撃して意識不明の重傷を負わせる事故が発生しました。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。表面はきれいでも、内部が劣化し落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。

定期的に点検を行い、安全管理に努めましょう！



安全管理って何をすればいいの？

危険の兆候を確認！早期発見が事故を防ぎます。



鉄骨やボルトのサビは、
破損の第一歩



サビ汁がたれていたら、
内部が腐食しているかも？!



盤面のズレや取付具の
欠落は落下の前触れ



漏電している場合は、
火災の危険性も！

サビが出てるけど、どう対処したら…？

**見つけたら専門業者に相談！
早期対応が費用を抑えます。**

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、
放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかります。

事故が発生した場合は、賠償責任を問われることもあります。

そのような事態にならないよう、危険箇所を発見したら屋外広告士
や屋外広告業者などの専門業者に相談しましょう。



袖看板の底部脱落



ポール看板の倒壊

どのタイミングで点検するの？

更新申請時に総合的な点検を！

看板は、会社やお店の「顔」です。いつでも綺麗かつ安全であるために、安全点検のスケジュール化が有効です。
許可更新の申請のタイミングで、しっかりと安全点検を行いましょう。また、許可の必要のない広告物であっても
定期的な安全点検を実施しましょう。

日常の管理と定期的な安全点検で、あなたの看板は美しく長持ち！

水道利用者各位

令和5年 9月 1日

高原町長 高 妻 経 信
(公 印 省 略)

配水管布設替工事に伴う通行止めについて (お知らせ)

初秋の候 皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より町政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回、配水管布設替工事に伴い、町道 福原・金鳥居線及び上平・福原線の交通規制を行います。

皆様には大変御迷惑おかけしますが、御理解いただき御協力賜りますよう、よろしく
お願いいたします。

記

- 1 交通規制区間 裏面に記載
- 2 交通規制期間 令和 5年 9月8日 (金) 8時30分より
令和 5年12月8日 (金) 17時30分まで
※夜間開放

3 問い合わせ先

有限会社 石ヶ野水道商会
(代) 石ヶ野 貴之 TEL0984-42-3741
工事責任者 石ヶ野 貴之

(文書取扱 建設水道課)
高原町役場 建設水道課
電話 代表 0984-42-2111
(直通 0984-42-4959)

位置図



交通規制区間

交通規制： 通行止め

交通規制期間： 令和 5年 9月 8日 8時30分より

令和 5年12月 8日 17時30分まで(夜間開放)

問い合わせ先 有限会社 石ヶ野水道商会

代表取締役 石ヶ野 貴之 TEL0984-42-3741

工事責任者 石ヶ野 貴之

回 覧

令和5年 9月 1日

水道利用者各位

高原町長 高妻 経信

水道の断水について（お知らせ）

初秋の候 皆様におかれましては益々御清勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より水道事業への御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

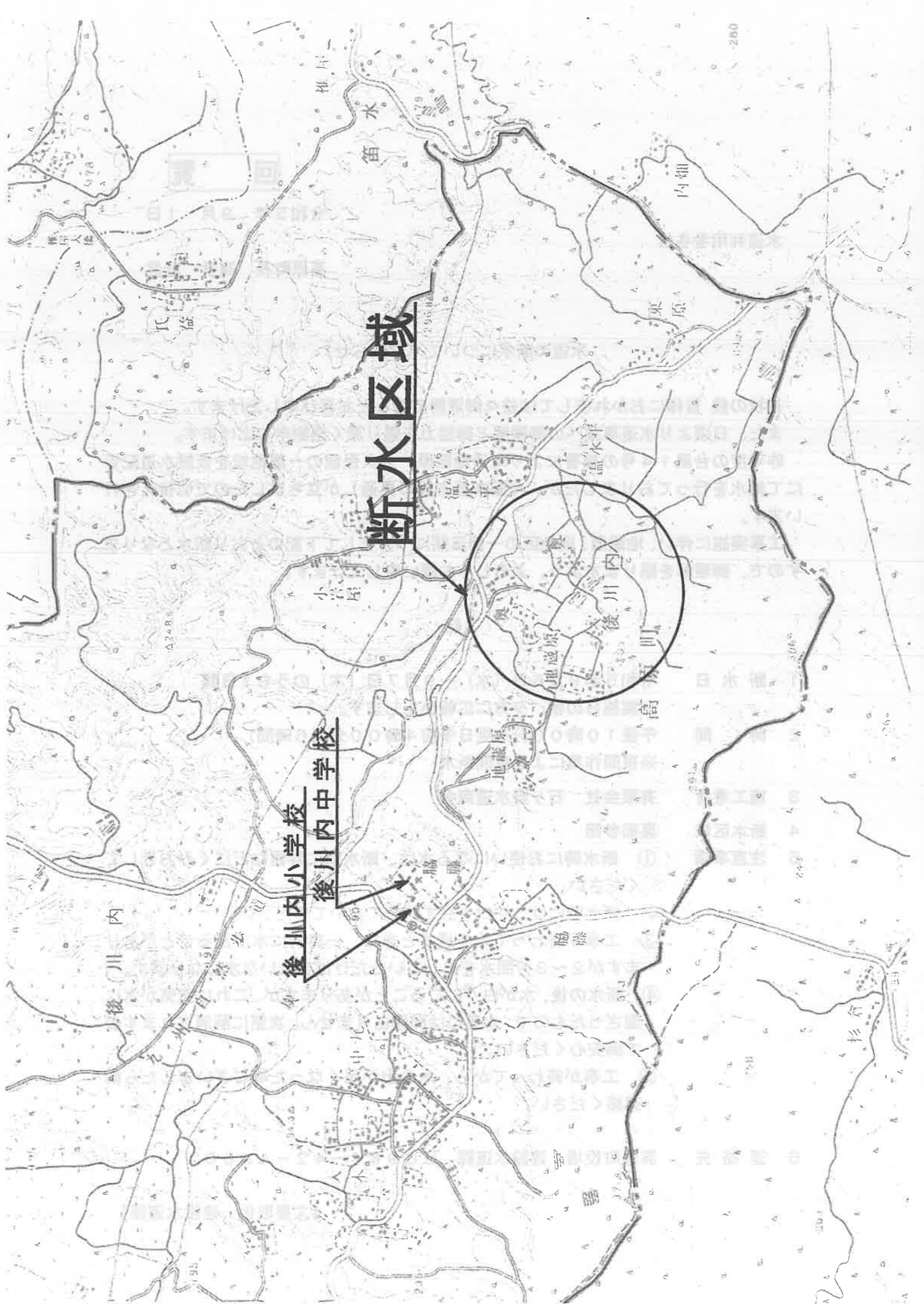
昨年度の台風14号の被害により町道地蔵原・大久保線の一部地域を仮設水道配管にて給水を行っておりましたが、今回本管布設の見通しが立ちましたので切替えを行います。

工事実施に伴い、地蔵原、奥地区の一部区間につきまして下記のとおり断水となりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 断水日 令和5年9月6日（水）～9月7日（木）のうち1日間
※実施日の朝、夕方に広報いたします。
- 2 時 間 午後10時00分～翌日午前4時00分（6時間）
※夜間作業による夜間断水
- 3 施工業者 有限会社 石ヶ野水道商会
- 4 断水区域 裏面参照
- 5 注意事項
 - ① 断水時にお使いになる水は、断水前に容器などにくみおきしてください。
 - ② 断水時には、蛇口を必ず閉めておいてください。
 - ③ 工事が終わって水を通すときに、一時的に水が濁ることがありますが2～3分間水を出していただければきれいな水になります。
 - ④ 断水の後、水が白くにごることがありますが、これは空気が水に混ざったもので、水質には問題ありません。次第に解消されますので御安心ください。
 - ⑤ 工事が終わってから、水の出が悪くなった等ございましたら御連絡ください。
- 6 連絡先 高原町役場 建設水道課 Tel.0984-42-4960

【文書取扱 建設水道課】



断水区域

後川内小学校
後川内中学校



推岸
笛水

内畑

東原

温水平

小宮原

高尾川

地蔵原

後川内

脇

脇

中北

杉倉

令和5年度 9月の生涯学習講座だより

9月は、運動会の季節! イベントもまだまだ続きます。皆さんふるってご参加ください。

8月に実施した講座の様子をご紹介します!



①川柳



お題に対して
作品を作るの
が、皆さん上手

②書道



皆さん、難し
い字でも学ぶ
姿勢がすごい!

③ヨガ



自分の身体は自
分で治す! まさに薬
いらす

④夏休み子ども(気象教室)



雲がどうして発生
するのかなど、様々な
実験を通して、気象に
ついて学ぶことがで
きました。

(習字教室)



教えてもらうと上
達も早い! みんな集
中して書き上げまし
た。

⑤皇子原学園(国際交流)



まさかの民族衣装
に踊りまで体験し、
現地にいる気持ちに
なった楽しい講座で
した。文化の違いは
触れ合うことで心が
通いあえるのです♡

(親子木工教室)



なんと、竹串が民族
楽器に使われるとは!
アイデアいっぱいの
親子作品ができあが
りました。

9月・10月の講座をご紹介します!



皇子原学園講座

○9月5日(火)「防災」は、9時30分～11時 ほほえみ館 中研修室です。

霧島エコパークガイド養成アドバイザー 白池 凶氏の地層から防災を考える内容です。土石流や川の氾濫など、私たちの住んでいる地層について理解し災害に備えましょう。

○9月19日(火)「健幸」は、男の生きがいの皆様によるグラウンドゴルフです。9時～12時 中央運動公園です。昨年度は、断水の関係でできませんでした。是非、一緒に体を動かして楽しみましょう!

○10月3日(火)「環境～動物や昆虫」は、9時30分～11時 ほほえみ館 中研修室です。

綾ユネスコパーク推進専門監 木野田 毅氏は、これまで多くの昆虫を発見し、記録に残しながら生態系の必要性を訴え続けている方です。とっても詳しい方ですよ。

○10月17日(火)「日本の文化継承」は、9時30分～11時 中央公民館です。

綾の手紬染織工房の方による土づくりから織物ができるまでのお話が聞けます。体験もあるかも?

生涯学習講座

※急な変更が生じる場合があります。

①ヨガ講座(9月4日・18日、10月2日:月)～ほほえみ館和室

②手づくり講座(9月6日、10月4日:水)～中央公民館

③一貫張り講座(9月7日:10月12日:木)～個人宅

④書道講座(9月9日・30日、10月14日:土)～中央公民館

⑤色鉛筆講座(9月11日、10月2日:月)～中央公民館

⑥川柳講座(9月12日:火)～中央公民館

⑦似顔絵講座(9月26日:火)～中央公民館

⑧歴史文化財講座(9月28日:木)～中央公民館

⑨御池の自然講座(10月10日:火)～御池青少年自然の家

⑩家庭教育支援講座(10月11日:水)～中央公民館

⑪読み聞かせ講座(10月19日:木)～中央公民館と現地

⑫地方再発見講座(10月30日:月)～西米良村

※午後7時00分～8時30分

※午前9時30分～11時30分

※午前9時30分～11時00分

※午前10時00分～11時30分

※午前9時30分～11時30分

※午前9時30分～11時30分

※午前9時30分～11時30分

※午前9時30分～11時00分

※午前中(詳細は後日)

※午前9時30分～11時00分

※午前9時30分～11時30分

※午前8時00分～午後5時頃



社協だより

たかはる

発行 社会福祉法人 高原町社会福祉協議会
〒889-4412 高原町大字西麓360番地1
TEL 42-2230 FAX 42-4974
E-mail takaharu_shakyo@takaharu-shakyo.jp



老人クラブG・G大会予選会



高原町赤十字奉仕団活動



宮崎県身体障がい者G・G大会



高原中学校福祉体験学習

活躍の場が戻ってきました

令和5年5月に新型コロナ5類への移行に伴い、これまで停滞していた各種事業が再開しています。

溢れる笑顔、爽やかな汗。そして絆を深める活動が進められています。



社会福祉法人
高原町社会福祉協議会

公式ホームページ並びにFacebookを開発しています。

地域活動・ボランティア・イベント情報等、事業の紹介・案内を掲示しています。

御意見・御要望等ありましたら、高原町社会福祉協議会までお問い合わせください。



QRコード



QRコード



<http://www.takaharu-shakyo.jp/>

令和5年度事業計画

～基本方針～

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的として、誰もが皆、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域福祉の実現に向け、住民主体の地域活動を支援してまいります。

地域福祉の推進を図るため、行政、地域住民、関係機関（社会福祉法人等）、関係団体（区長会、民児協、各種福祉団体等）と連携を図り協働して地域づくりを進めていきます。



主な事業実施計画

～地域福祉活動推進に係る事業～

◎地域福祉活動の推進

- ①民生委員・児童委員との連携
- ②高齢者見守り「愛の連絡員」活動
- ③訪問援助活動
 - ・災害被災者家庭見舞い
 - ・歳末たすけあい訪問（要援護者・施設入居者等）
- ④生活支援体制整備事業【町受託事業】
 - ・地域の高齢者支援ニーズの把握
 - ・地域関係者間の情報共有
 - ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発（軽度生活援助事業）
- ⑤高齢者の生きがいと健康づくり【町受託事業】
 - ・茶飲み場事業の支援
 - ・お話し相手事業の支援
- ⑥福祉意識の高揚
 - ・総合福祉大会の開催
 - ・戦没者合同慰霊祭の開催
 - ・社協だよりの発行



◎相談事業の実施

- ①町民生活相談所～第1・第3水曜日
- ②無料法律相談所～偶数月第3火曜日

◎ボランティア活動の推進

- ①ボランティアセンター活動の推進
 - ・相談、啓発普及、情報提供
- ②福祉教育の推進
 - ・児童等への福祉体験活動の実施
- ③災害ボランティアに関する活動の推進
 - ・災害ボランティアに関する研修会の実施
 - ・災害ボランティアセンターサポーターの養成
 - ・災害等被災地への支援活動



◎関係機関・団体等とのネットワーク形成

- ①関係機関とのネットワーク形成
 - ・町内社会福祉法人等との連携
 - ・地域見守りネットワーク事業の推進
 - ・西諸災害時障がい者支援ネットワークとの連携
- ②福祉団体等の育成支援の推進
 - ・民生委員児童委員協議会
 - ・老人クラブ連合会
 - ・身体障害者福祉協会
 - ・遺族協助会
 - ・赤十字奉仕団
 - ・ボランティア連絡協議会



◎日常生活支援活動の推進

- ①資金貸付事業
 - ・助け合い資金貸付事業
 - ・生活福祉資金貸付業務【県社協受託事業】
- ②日常生活自立支援事業【県社協受託業務】
判断能力が不十分な方のうち契約能力のある方
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的金銭管理サービス
 - ・書類預かりサービス



◎子育て支援活動の推進

- ①公立3保育所（狭野・広原・後川内）の指定管理運営【町受託事業】
- ②放課後児童等居場所対策事業（広原・後川内）

～在宅福祉サービスの推進～

◎居宅介護支援事業の推進

- ①相談支援及びケアプランの作成

◎ホームヘルプサービス事業の推進

- ①訪問介護事業
- ②介護予防・日常生活支援総合事業
- ③障害福祉サービス事業
- ④生活支援事業



～障がい者相談支援の推進～

◎特定相談支援事業の推進

- ①計画相談支援
- ②サービス利用支援
- ③継続サービス利用支援



～法人経営体制の整備～

◎会務の運営

- ①理事会・評議員会の運営

◎財務管理と運営

- ①適正な財務管理

◎赤い羽根共同募金運動の展開

- ①赤い羽根共同募金運動
- ②歳末たすけあい募金運動



◎日本赤十字社会費増強運動の展開

- ①普通会员の増員
- ②特別会員の増員

◎組織基盤の人事管理・労務管理の充実

- ①職員の人事管理・労務管理の充実
- ②人材育成・研修の充実
- ③コンプライアンス体制の確立

◎指定管理業務の受託

- ①指定管理施設の適正な管理運営

◎情報発信

- ①広報活動の充実



◎福祉人材養成支援

- ①各種実習の受け入れと協力支援

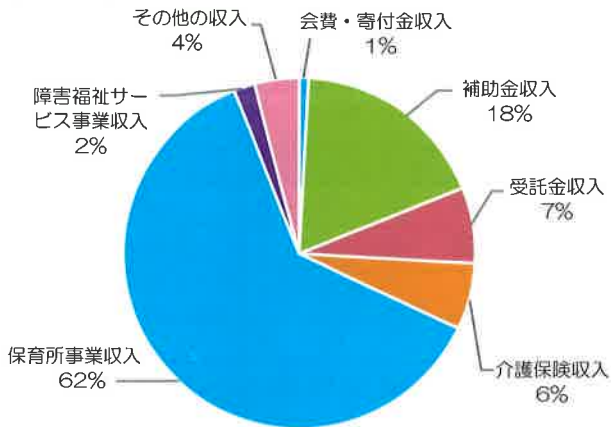
◎苦情解決への取り組み

- ①苦情解決委員会の設置

令和5年度社会福祉事業予算書 (R 5.4.1 ~ R 6.3.31)

詳細については、高原町社会福祉協議会の掲示板に掲示してあります。

【収入】

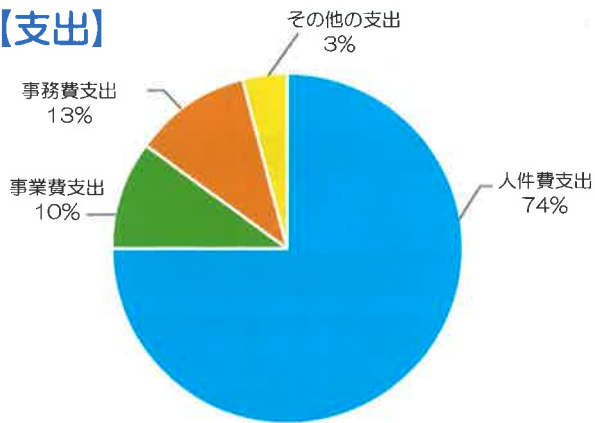


（各事業合算額）

単位：円

会費・寄付金収入	1,685,000
補助金収入	36,430,000
受託金収入	17,614,000
介護保険収入	8,119,000
保育所事業収入	116,709,000
障害福祉サービス事業収入	2,941,000
その他の収入	8,849,000
収入予算合計	192,347,000

【支出】



単位：円

人件費支出	145,126,000
事業費支出	18,129,000
事務費支出	23,817,000
その他の支出	5,275,000
支出予算合計	192,347,000

単位：円

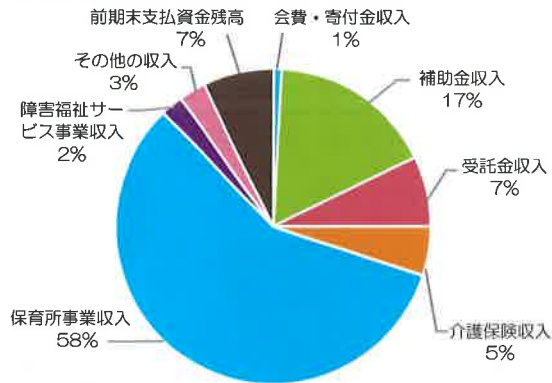
区分	収入予算	支出予算	収支差額
合計	192,347,000	192,347,000	0



令和4年度社会福祉事業収支決算書 (R4.4.1～R5.3.31)

詳細については、高原町社会福祉協議会の掲示板に掲載してあります。

【収入】

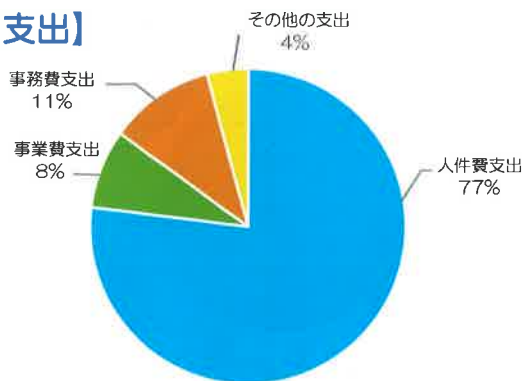


(各事業合算額)

単位：円

会費・寄附金収入	1,751,403
補助金収入	36,453,950
受託金収入	13,985,991
介護保険収入	6,887,585
保育事業収入	110,016,894
障害福祉サービス事業収入	2,464,385
その他の収入	2,351,526
前期末支払資金残高	13,817,418
収入合計	187,729,152

【支出】



単位：円

人件費支出	126,958,822
事業費支出	16,287,504
事務費支出	21,247,874
その他の支出	5,736,516
支出合計	170,230,716

単位：円

区分	収入決算	支出決算	収支差額
合計	187,729,152	170,230,716	17,498,436

令和4年度社会福祉事業報告

1 法人運営事業

- ①理事会の開催 3回
- ②評議員会の開催 2回
- ③社協会員増強運動
 - 一般会員 2,911 世帯 582,200 円
 - 賛助会員 98 件 98,000 円

④社会福祉団体活動支援

- ・民生委員児童委員協議会
- ・老人クラブ連合会
- ・身体障害者福祉協会
- ・遺族協働会
- ・高齢者工芸グループ
- ・赤十字奉仕団
- ・ボランティア連絡協議会

⑤火災見舞事業

火災被罹災家庭に対して寝具一式を支給する事業。
令和4年度0件

2 戦没者慰霊祭事業

高原町戦没者合同慰霊祭の開催
期日：令和4年11月5日(土) 10:00～11:00
場所：ほほえみ館 神武ホール
参列者：66名
内容：英霊顕彰(参列者全員による献花)
※新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮し規模縮小した。

3 地域福祉活動推進事業

高原町社会福祉功労者表彰式の実施
期日：令和5年3月21日(火) 9:00～10:00
場所：ほほえみ館 中研修室
内容：福祉功労顕彰
※例年実施している、高原町総合福祉大会が中止となったことから、表彰式のみを実施した。

4 生活福祉資金貸付事業

特例貸付 3件

5 共同募金配分金事業

- ①一般募金配分金
 - ・愛の連絡員(見守り活動者) 138件
 - ・一人暮らし高齢者世帯 413件
- ②歳末たすけあい配分金
 - ・福祉施設配分 196件
 - ・在宅福祉配分 202件

6 地域福祉等推進特別支援事業

- ①町民生活相談、無料法律相談所
町民生活相談を第1、第3水曜日、無料法律相談を偶数月第3火曜日に開設。
開設日延べ 26日 相談件数 15件
- ②広報活動
福祉サービスの情報、ボランティア情報及び社協の活動情報等について区長会等を通じて提供し、町民への福祉啓発を行った。

7 助け合い資金事業

貸付世帯数 4件

8 日常生活自立支援事業

利用者数 12名

9 高齢者工芸センター管理受託事業

高齢者の豊かな能力と技術を生かした民芸品の生産活動の場、並びに若者への技術の伝承を通して、親睦を図り生きがいのある生活を過ごすことを目的とし、その推進を図った。

陶芸部 16回 木工部 7回

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、活動中止若しくは自粛を余儀なくされた。

10 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう日常生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行った。

利用者数 35名

11 ボランティアセンター支援事業

- ①県下一斉ボランティアの日活動
期 日：令和4年9月3日(日)
場 所：皇子原公園
内 容：皇子原公園内の清掃活動
参加者：66名
- ②災害ボランティアサポーター研修
期 日：令和4年12月7日(水)
場 所：ほほえみ館 中研修室
内 容：災害ボランティアセンター運営訓練
参加者：20名
※第2回目を令和5年1月25日(水)に予定していたが、大雪の影響により中止した。

③福祉教育学習支援

新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、小、中学校と連携し福祉講話及び福祉体験学習を実施した。

- ・令和4年12月1日(木) 広原小学校4・5年生
- ・令和5年3月2日(木) 高原小学校3年生
- ・令和5年3月8日(水) 後川内小学校3・4年生

12 居宅介護支援事業

本人や家族の意見・要望に応じてその状態に合った適切なサービスを受けられるように介護サービス計画を作成した。 延べ件数 164件

13 訪問介護事業

- ①訪問介護事業
介護の必要な利用者の家庭を訪問介護員が訪問し、生活援助や身体介護を実施した。
延べ利用者数 133名 延べ実施回数 955回
- ②介護予防訪問介護事業
自立支援への援助を同居家族や地域の支援が受けられない場合に訪問介護員によるサービスを実施した。
延べ利用者数 84名 延べ実施回数 415回

14 障害福祉サービス事業

在宅障がい者に対して家事援助や身体介助を実施した。

延べ利用者数 46名 延べ実施回数 216回

15 生活支援体制整備事業

- ①生活コーディネーター打ち合わせ会
- ②中央・各地区茶飲み場訪問活動
- ③お話し相手事業(有償ボランティア)との意見交換等
- ④高原町地域ケア会議
- ⑤免許返納者訪問活動
- ⑥傾聴利用者訪問活動
- ⑦小林警察署の協力による防犯教室
- ⑧高原町の推進事業への参画(スマホ教室)

16 高齢者の生きがいと健康づくり事業

- ①中央・各地区茶飲み場の経理・運営サポート
- ②お話し相手事業の経理・運営サポート

17 保育所事業

地域との連携を深め、乳幼児の健やかな発達をサポートすると共に、安心して子どもを預けられ気軽に相談できる環境作りを行った。

指定管理保育所(公立保育所3園)

	R4.3 園児数	R5.3 園児数
狭野保育所	28名	28名
広原保育所	28名	35名
後川内保育所	10名	15名
合 計	66名	78名

公立保育所 ジャガイモ収穫体験 in おうじぼるファーム



6月16日（金）に皇子原公園内のおうじぼるファームにて公立保育所（狭野・広原・後川内）の年長園児がジャガイモ収穫体験を行いました。梅雨時期で雨が続けておりましたが、この日は晴天となり、「見て見て！大きいジャガイモ！」と子どもたちは目を輝かせながらジャガイモの収穫を楽しんでいました。





高原町立狭野保育所

園児数 17名 職員数 9名



高原町立広原保育所

園児数 29名 職員数 12名



高原町立後川内保育所

園児数 16名 職員数 7名



生きがいと健康づくり!

茶飲み場事業

ちやのんば

茶飲み場

高齢者の生きがいと社会参加を目的とし、町内の方が誰でも気軽に立ち寄ることができる場所として設置しています。各茶飲み場で、「健康チェック」「茶話会」「趣味活動」などそれぞれ内容を工夫しながら運営しています。



目指すは「住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができる」ことです。

それぞれ自由に過ごしているのに、なぜか一体感があるのが茶飲み場の魅力です! 「なにもしなくてもいるだけでいいよ」そんなあたたかいみんなの居場所です。また、会場に来られない方へは、『お話し相手ボランティア』として、ボランティア員が自宅を訪れ、話を聴く活動も行っています。



各茶飲み場『世話役人』も募集中です。

高原町民生委員児童委員協議会活動報告

高原町民生委員児童委員協議会は、7月13日に在宅寝たきり老人等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の委託先である鹿児島県の「株式会社クリーンサービス」で視察研修を行いました。品物一枚一枚手作業で丁寧に作業が行われていることに驚きました。また、戦争体験を次世代につなぐ伝承活動として、「花瀬望比公園」に是非足を運んでもらいたいと感じた場所でした。



地域住民である皆さんと同じ立場にたって相談にのり、身近な相談相手として、令和5年6月1日から新たに委嘱された委員を紹介します。

自分にできることを頑張っていきます。

上籙区
川添 富子 さん



地域の身近な相談相手として頑張ります。

並木区
山菅 キヨ子 さん



一斉改選を経て新たな仲間と活動していくにあたり、定例会等で一人ひとりの思いや課題を共有し、今後の取り組みについて協議を行いながら活動しています。



いい汗流しました！

老人クラブ連合会グラウンド・ゴルフ大会予選会

高原町老人クラブ連合会では、9月にグラウンド・ゴルフ及びゲートボール大会を行います。その予選会が、7月に小学校区単位でそれぞれ実施されたところです。

暑さの厳しい中でのプレーとなりましたが、熱中症対策に万全の対策をとって、笑顔溢れる予選会となり、会員はいい汗を流していました。

本戦は、9月10日（日）に予定されています。



夏休みの課題応援します！TRCお助け隊

老人クラブ連合会は、高原町の進めているウッドパークプロジェクトに呼応するとともに、世代間交流の一手段として、皇子原公園を中心とした森林等自然の中で、子どもたちと高齢者の交流促進を図り、町民同士のつながり、ふるさと高原愛の機運醸成につなげることを目的として、「森育（もりいく）」事業に取り組んでいます。

この森育事業については、国内にもあまり例がなく、宮崎県においても初の取り組みということです。

今回は、森林のもたらす恵みを学び、夏休みの思い出となる「木製」の作品として、「巣箱」と「本立て」を子どもたちと一緒に作りました。

お昼は、老人クラブ女性部による「流しそうめん」と「カレーライス」の振る舞いもあり、久しぶりの屋外での催しとあって楽しいひとときとなりました。



久しぶりに大会参加しました 第17回宮崎県身体障がい者グラウンド・ゴルフ大会

第17回宮崎県身体障がい者グラウンド・ゴルフ大会が7月1日（土）に宮崎市ひなた木の花ドームで開催され、本町福祉協会からもチーム編成し、参加しました。

会員の減少や新型コロナにより、中々大会へ参加することが叶わない状況でしたが、「このままでは会の活動が先細りしてしまう。また元気を取り戻そう。」との気概を持って、メンバーを募りました。

上位入賞はなりませんでした。今後の福祉協会の活動につながる大会であったと、それぞれ満足感を得られた大会となりました。



参加メンバー 中嶋一郎さん 高田洋行さん 鳥越トヨ子さん 外村ノリ子さん

支払いがスムーズになりました！ スマホ教室の成果を実感



町が実施したペイペイ教室に参加して、買い物の支払いを「ペイペイ」できるようになりました。自分で使えるようになるのか心配でしたが、店員さんが親切に対応してくださるし、スマホを出すだけでスムーズに支払いもできるようになりました。

高原町内はペイペイが使えるお店が多いのもいいですね！



高原町内でボランティア活動を行ってらっしゃる団体を紹介します♪

高原町商工会女性部

昭和47年設立 部員数19名

発足以来、地域商工業の活性化と地域に根差した社会貢献活動を行ってきました。地域振興事業では、「まつり高原」「高原秋まつり」などに積極的に参加しております。また、定期的に商工会周辺への花植え、町道のゴミ拾い活動などを行っています。令和元年度より、町内4校の小学校1年生の入学のお祝いに、部員で作った雑巾を寄贈する活動を行い、生徒さんや先生方に喜んでいただいております。



高原町地域婦人連絡協議会

昭和24年設立 会員数34名

子育て支援（就学前健康診断、成人式や母親研修時の託児所）、福祉ボランティア（県下一斉ボランティア清掃活動、災害ボランティアセンターサポーター研修、地域行事への積極的参加）、交通安全運動（啓発運動や研修会の参加）など、様々な活動を行っております。

今後は、SDGSに沿いながら、意識をもってできることから取り組んでいきます。



2023年 高原町物価高騰対策

プレミアム付

高原町物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業 No. 888888



商品券

PREMIUM プラス30%

9月1日より販売!!

がんばろう！たかはる！

高原町商工会では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって深刻な打撃を受けている本町経済や町民の暮らしの立て直しを図る目的として町内の取扱加盟店で使える「プレミアム付商品券(プレミアム率30%)」を下記の要領で販売いたします。

10,000円で13,000円分

販売価格

1万円で1,000円券13枚購入できます。

購入対象者

町内在住者及び町内に勤務されている方
(1人当りの最大購入可能額は2万円まで)

販売期間

令和5年9月1日(金)～

販売時間は午前9時～午後5時までとなります。

(※土・日曜日・祝祭日は販売いたしません。)

★商品券の販売は、無くなり次第、終了させていただきます。



使用期限 令和5年12月31日まで

販売場所 高原町商工会

お問合せ先 高原町商工会 Tel42-1158

回 覧

令和5年9月1日

町 民 各 位

高原町商工会長杯ゴルフコンペ
実行委員長 越 智 信 一



第44回高原町商工会長杯ゴルフコンペの開催について

酷暑の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も、会員相互の親睦と組織の連携強化を図るため、標記コンペを下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、ご多忙の時節とは存じますが、お誘い合わせのうえご参加賜りますようご案内申し上げます。

なお、高原町内在住者及び高原町内に勤務されている方はどなたでも参加できます。

記

1. 日 時 令和5年9月17日(日) 午前9時01分スタート
(小雨決行としますが、荒天中止の場合は令和5年10月9日(月)に順延します。)
2. 場 所 たかはるゴルフクラブ
3. 競技方法 18ホールダブルペリアによる個人戦
4. 参加費 1,000円 (当日コンペ受付にて徴収)
5. 申込期限 令和5年9月8日(金)
予定組数17組

6. 懇親会

日 時 同 日 午後6時30分

場 所 うを長

負 担 金 3,000円 (当日コンペ受付にて徴収)

※新型コロナウイルス感染症の状況次第では懇親会等変更になる場合がありますのでご承知おきください。その際は事前にご連絡申し上げます。

お申し込みの際は、高原町商工会に申込書がございますのでご連絡いただくか、高原町商工会ホームページ(下記QRコード)から申込書をダウンロードして高原町商工会までご持参お願いいたします。



「インボイス制度」「電子帳簿保存法」 に関する研修会および 金融機関のクラウドツール説明会

第
6
回

令和5年

※課税事業者向けの内容です

9月21日 木 13:00-15:30

開催場所：高原町商工会 2階 高原町大字西麓6 2 7番地 7

第
7
回

令和5年

※免税事業者または免税事業者から
課税事業者になった方向けの内容です

9月22日 金 13:00-15:30

開催場所：高原町商工会 2階 高原町大字西麓6 2 7番地 7

- 「インボイス制度」「電子帳簿保存法」について
【インボイス制度・電子帳簿保存法に対応したクラウドツール】
 - 高鍋信用金庫「たかしんケイエール」について
 - (株)宮崎銀行「みやぎんMikatano'」について
【地域の中小企業の成長を支援するプラットフォーム】
 - (株)宮崎銀行「みやぎんBigAdvance」について
- ※順番は前後する可能性があります、

【受講料】 無料

【講師】 21日 采女和仁税理士事務所 采女 和仁 税理士
22日 佐藤智恵美税理士事務所 佐藤 智恵美 税理士

【定員】 各開催 20名(先着順)

【申込先】 高原町商工会

TEL:0984-42-1158 FAX:0984-42-0207

【申込書】

高原町商工会 (FAX:0984-42-0207) 行

事業所名			申込回	第	回
住所					
T E L			E - M A I L		
F A X					
参加者氏名					

※ ご記入戴いた情報は、高原町商工会からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の統計調査分析に利用することがあります。

※ 1事業所に参加希望者が複数いらっしゃる場合は、参加者氏名欄にお名前をご記入ください。

広報 みいけ

発行元
高原駐在所 電話42-1041
作成 黒木 大輔

9月

秋の全国交通安全運動



期間 令和5年9月21日(木)～9月30日(土曜)の10日間

運動重点

- 脇見・ぼんやり運転等の追放(県独自)
- こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- 高齢運転者等の安全運転の励行

本運動は県民ひとりひとりに、交通ルールのマナーの実践を働きかけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です。

安全運転、防衛運転に努めて事故を予防しましょう。



高原駐在所事件簿

高原駐在所管内での8月中の事件は

不法投棄 1件

でした。

防犯意識を持って被害を防止しましょう。

9月に秋の全国交通安全運動が実施されます。

交通事故、違反に十分に注意しましょう。

うそ電話詐欺に注意!

県内で役場職員や銀行員をかたった還付金名目の「うそ電話詐欺」の不審電話がかかってきており、実際に現金をだまし取られる被害も発生しています。

ATMで還付金が戻ってくることは絶対にありません。

役場職員が、ATMコーナーに行くように指示することも絶対にありません。

不審な電話には絶対に応じることなく、直ぐに警察署や駐在所にご連絡ください。